

国民年金法

1 被扶養配偶者でなくなったことの届出（法 12 条の 2、則 6 条の 2 の 2）

- ① 第 3 号被保険者であった者は、第 2 号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届出なければならない。
- ② 前条第 6 項から第 9 項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

解説

将来の不整合記録の発生を防止する観点から、第 3 号被保険者であった者は、第 2 号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、事業主、健康保険組合等を経由して、厚生労働大臣に届出なければならないこととされました。

被扶養配偶者でなくなったことの届出は、具体的には、「**被扶養配偶者非該当届**」を提出することにより行います。

②「第 6 項から第 9 項までの規定」というのは、第 3 号被保険者に係る届出について、「事業主等を経由して行う」という規定、「事業主は経由に係る事務の一部を健康保険組合に委託することができる」という規定、「事業主等に届出が受理されたときは、その受理されたときに厚生労働大臣に届出があったものとみなす」という規定を指しています。つまり、この届出は、事業主等を経由して行います（令 4 条の 2 ほか）。

この届出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとされています（法 109 条の 4 第 1 項 3 号の 2）。

- ① 法第 12 条の 2 第 1 項の規定による届出（第 3 号被保険者の配偶者である第 2 号被保険者が第 2 号被保険者でなくなったこと又は第 3 号被保険者が法第 8 条第 4 号若しくは第 9 条第 1 号に該当するに至ったことによる届出を除く。）は、当該事実があった日から **14 日以内**に、次の各号に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクに、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを**機構**に提出することによって行わなければならない。
- i) 氏名、生年月日及び住所
 - ii) 被扶養配偶者でなくなった年月日及びその理由
 - iii) 基礎年金番号
 - iv) 配偶者の氏名及び生年月日
 - v) 配偶者の基礎年金番号
- ② 第 3 号被保険者であった者の配偶者である**第 2 号被保険者**が、健康保険法施行規則第 38 条第 2 項の届書（当該第 3 号被保険者であった者が当該第 2 号被保険者の**被扶養者**（健康保険法第 3 条第 7 項に規定する被扶養者をいう。）**でなくなったことによる届書**に限る。）を**機構**に提出したときは、前項の届書又は光ディスクの提出があったものとみなす。


解説


第 3 号被保険者であった者が第 2 号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことに関する届出は、氏名、生年月日、住所、被扶養配偶者でなくなった年月日、その理由等の事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを日本年金機構に提出することにより行うこととしました。


また、第 3 号被保険者であった者の配偶者である第 2 号被保険者が全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者である場合に、当該第 3 号被保険者であった者が健康保険の被扶養者でなくなったことについて健康保険法施行規則の規定による届書を**日本年金機構**に提出したときは、①の届書の提出があったものとみなすこととしました。

【 第3号被保険者でなくなった場合及び届出の要否 】

第3号被保険者でなくなった場合	届出
① 60歳に達したとき	不要
② 死亡したとき	不要（死亡の届出が必要）
③ 被扶養配偶者でなくなったとき	
① 配偶者である第2号被保険者が退職等により第1号被保険者となったことにより、第2号被保険者でなくなったとき	不要（厚生年金保険等において資格喪失の届出＋第2号被保険者が種別変更の届出）
② 配偶者である第2号被保険者が死亡したことにより、第2号被保険者でなくなったとき	不要（厚生年金保険等において資格喪失の届出）
③ 第3号被保険者が被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき	不要（厚生年金保険等において資格取得の届出）
④ 第3号被保険者について生計維持要件を満たさなくなったとき	必要
⑤ 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき	必要

 ④又は⑤以外のケースの場合は、その事実を日本年金機構において確認することができるため、この届出は必要ありません。

 ④又は⑤の場合に届出が必要となり、それに加え、第1号被保険者への種別変更の届出が必要となります。この届出がない場合は、事業主等を経由して入手した情報に基づき、手続の勧奨を行い、勧奨しても手続がなされない場合は、日本年金機構が職権で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更を行い、不整合記録となることを防止します。

 **被扶養配偶者でなくなったことの届出に係る取扱い**（平 26.11.1 年管管発 1101 第 1 号）

● 届出の対象者

第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことの届出（以下「**被扶養配偶者非該当届**」という）の提出については、**健康保険組合**又は**国民健康保険組合**の適用事業所に使用される第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者であった者及び国民年金法（以下「**法**」という）第3条第2項に規定する**共済組合等**（以下「**共済組合等**」という）の組合員である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者であった者を対象とすること。

ただし、配偶者である第2号被保険者が退職等により第2号被保険者でなくなったことにより第3号被保険者でなくなった場合及び第3号被保険者が被用者年金制度に加入した又は死亡したことにより第3号被保険者でなくなった場合については被扶養配偶者非該当届の提出は不要とすること。

なお、全国健康保険協会管掌の健康保険の適用事業所に使用される第2号被保険者が、その被扶養配偶者であった者について健康保険の被扶養者でなくなったことの届出を事業主を経由して日本年金機構（以下「機構」という）に提出したときは、前記の被扶養配偶者非該当届の提出があったものとみなし、被扶養配偶者非該当届の提出は不要とすること。

● 被扶養配偶者非該当届に基づく届出勸奨等

機構は、被扶養配偶者非該当届を受理したときは、届出された内容を基に、被扶養配偶者でなくなった日から**2カ月経過**しても第1号被保険者への**種別変更の手続がなされていない者**に対し、第1号被保険者への種別変更に係る**届出勸奨**を行うこと。また、届出勸奨を行ったにもかかわらず、被扶養配偶者でなくなった日から**4カ月を経過**した後に、届出がない場合には**職権による種別変更**を行うこと。

なお、全国健康保険協会管掌の健康保険の被扶養配偶者であった者に対する第1号被保険者への種別変更届の届出勸奨については従前のおり、被扶養配偶者でなくなった日から2カ月経過しても第1号被保険者への種別変更の手続がなされていない者に対し、第1号被保険者への種別変更に係る届出勸奨を行うこと。また、被扶養配偶者でなくなった日から4カ月を経過した後になお届出がない場合には、職権による種別変更を行うこと。

2 特定保険料納付申込書の記載事項（則78条の2の2）

第3号被保険者とされていた被保険者期間のうち、第1号被保険者の被保険者期間として国民年金原簿の規定により記録した事項の訂正がなされた期間であって、当該訂正がなされたときに保険料を徴収する権利が既に時効によって消滅している期間（時効消滅不整合期間）について、被保険者又は被保険者であった者は、厚生労働大臣に届出をすることができ、この届出が行われた時効消滅不整合期間は特定期間となります。

この特定期間について、**平成27年4月1日**から**平成30年3月31日**（特定保険料納付期限日）までの3年間において、**特定保険料**の納付（特例追納）が可能とされています。


平成 27 年 2 月 1 日より、特例追納の申込みが始まることから、特定保険料納付申込書の記載事項が定められました。

令第 14 条の 10 第 1 項の**特定保険料納付申込書**には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- i) 氏名、生年月日及び住所
- ii) 法附則第 9 条の 4 の 3 第 1 項の規定により特定保険料を納付しようとする期間
- iii) 基礎年金番号

解説

特定保険料の納付の承認を受けようとする者は、氏名、生年月日、住所、特定保険料を納付しようとする期間及び基礎年金番号を記載した特定保険料納付申込書を提出しなければならないこととしました。

 特定保険料の納付は、厚生労働大臣が交付する納付書によって行うものとされています（則 78 条の 7）。

 **特定保険料の納付に係る事務の取り扱いについて**（平 27.1.28 年管管発 0128 第 1 号）

● 特定保険料の納付に係る制度概要

被保険者又は被保険者であったものは、第 3 号被保険者とされていた被保険者期間（平成 25 年 6 月以前の保険料納付済期間（3 号特例該当届による届出期間を除く）に限る）のうち、第 1 号被保険者の被保険者期間として、法第 14 条の規定により記録した事項の訂正がなされた期間であって、不整合記録の訂正がなされた時に保険料を徴収する権利が既に時効によって消滅している期間（以下「時効消滅不整合期間」という）について厚生労働大臣に届出をすることができることとされている。

届出が行われた時効消滅不整合期間は特定期間となり、当該届出が行われた日以後、年金額には反映しないが、年金の受給資格要件や保険料納付要件を判定するにあたり保険料免除期間（法第 90 条の 3 第 1 項の規定による学生納付特例の期間）と同等のものとして取り扱われる期間とみなされることとなった。

特定期間を有する者は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3

年間において、厚生労働大臣の承認を受け、当該特定期間のうち、承認の日の属する月前10年以内の期間（60歳以上の者である場合には、50歳以上60歳未満の期間）について特定保険料の納付が可能となり、特定保険料を納付したときは、納付が行われた日に納付に係る月の保険料が納付されたものとみなされる。

なお、**特定保険料の対象期間と後納制度の対象期間が重なる**場合には、当該期間の保険料を納付するにあたり、**後納制度**を利用することとされている。

老齢基礎年金の受給権者が特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から年金額が改定される。

ただし、法附則第9条の4の4に規定される特定受給者は、同条の特例措置が適用されるため、特定保険料納付期限日（平成30年3月31日）の翌月から年金額を改定する。

● 特定保険料に係る過誤納金の取扱いについて

特定保険料の納付の承認を受けた被保険者等が、承認の日の属する月前10年を超えた期間に係る特定保険料を納付したときや、保険料納付済期間に重複して特定保険料を納付したとき等は、当該過誤納に係る特定保険料（以下「過誤納金」という）を次により取り扱うこと。

① 過誤納金の充当

被保険者等に未納期間等（特定保険料又は後納保険料の納付について、厚生労働大臣の承認を受けた期間及び国民年金保険料の徴収権が時効によって消滅していない期間（法定納期限を経過したものに限る）。以下同じ）があるときは、特定保険料に係る過誤納金について、還付に代えて、当該期間に係る保険料に充当すること（国民年金法第95条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第57条）。

② 充当の効果

過誤納金を充当した場合には、過誤納金が生じたときに、当該充当した過誤納金に相当する額の保険料の納付があったものとみなすこと。

ただし、過誤納金が生じたときより後に法定納期限の到来した未納保険料等に充当したときは、当該滞納保険料の法定納期限の日に、当該充当した過誤納金に相当する額の保険料の納付があったものとみなすこと。

③ 充当の順位及び還付

特定保険料に係る過誤納金を充当する場合には、未納期間等のうち、先に経過した月に係る保険料から順次充当することとし、未納期間等がなくなったときは、充当されなかった過誤納金を還付すること。

3 国民年金原簿の訂正の請求

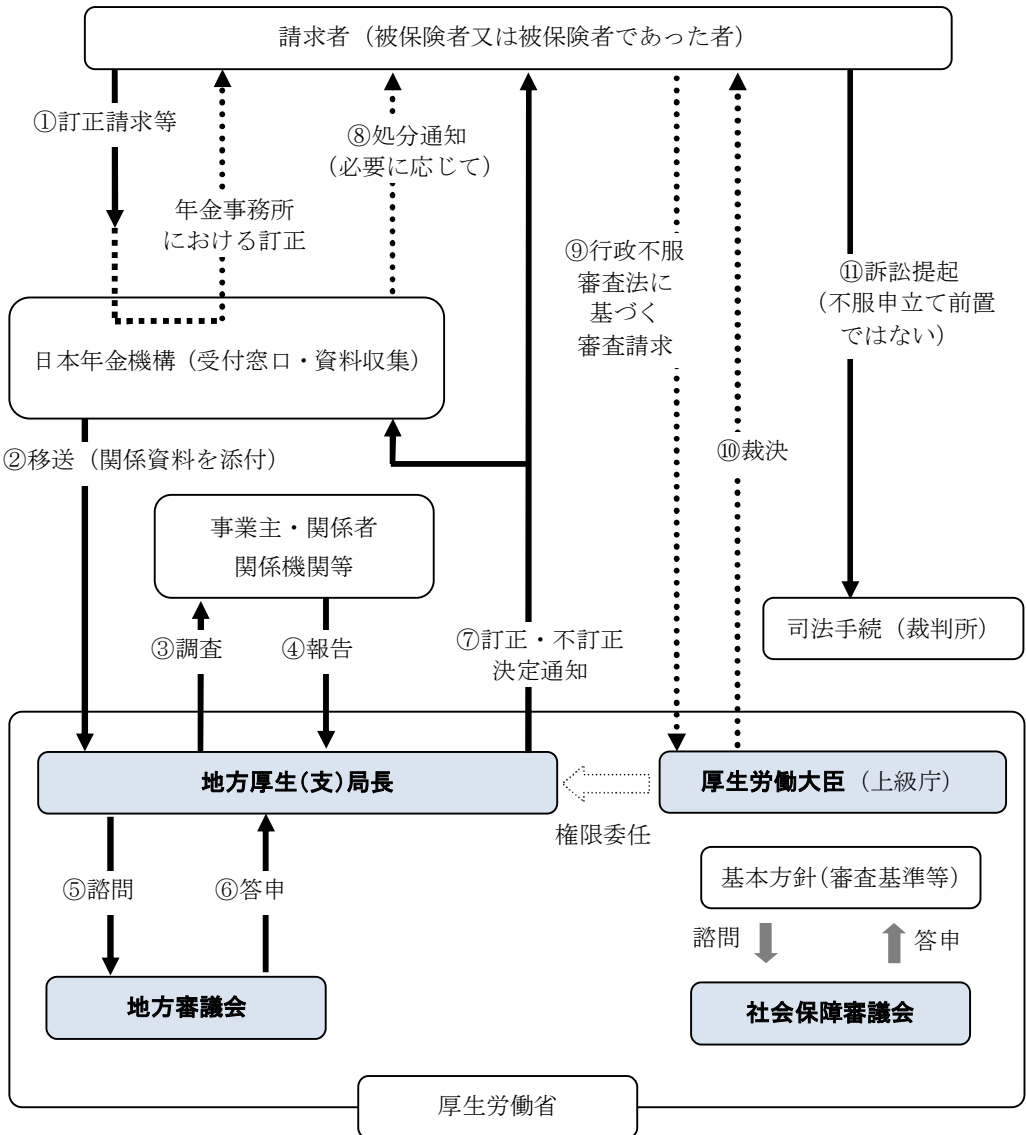
年金記録の内容が事実でないと思われるときは、一般に、まず、年金事務所において年金相談を行います。その場合に、年金事務所において相談内容が事実であると認められないときは、総務大臣に対して年金記録訂正のあっせんを求める申立てを行うことができ、年金記録確認第三者委員会の調査審議を経たうえで、総務大臣から厚生労働大臣に対して訂正のあっせんが行われるという仕組みが設けられていました。

この仕組みによる記録・訂正は行政処分には当たらず事実の認定にすぎないため、不訂正という場合にその措置自体を争う手段がなく、将来、給付の裁定の際に、その内容に不服として争わざるを得ませんでした。

しかし、時間が経過すればするほど、事実関係の立証に困難さが増し、被保険者等にとって不利益が大きくなることが考えられます。また、事後に訂正が生じた場合には、大きな事務処理負担が生じることになります。

そのため、できるだけ早く年金記録の訂正を行うため、恒常的で迅速かつ簡便な仕組みを設けたもので、年金個人情報（国民年金及び厚生年金保険の原簿記録）について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備しました。具体的には、次の事項について整備が行われました。

- 年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること
- 事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求める規定を設けること
- 民間有識者からなる合議体の審議によって、厚生労働大臣が訂正決定を行うこと
- 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能とすること



(1) 訂正の請求（法 14 条の 2）

被保険者又は**被保険者であった者**は、国民年金原簿に記録された自己に係る**特定国民年金原簿記録**（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る**特定国民年金原簿記録**が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、**国民年金原簿の訂正の請求**をすることができる。


解説

年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与したもので、被保険者等は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思われるときは、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができるものとなりました。


特定国民年金原簿記録（則 15 条の 2 ほか）

- 被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更
- 保険料の納付状況
- その他厚生労働省令で定める事項の内容（給付に関する事項・免除された保険料に関する事項）

国民年金原簿の記載事項	特定国民年金原簿記録
被保険者の氏名	—
被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更	
保険料の納付状況	
基礎年金番号	—
被保険者の性別、生年月日及び住所	—
給付に関する事項	
免除された保険料に関する事項	
被保険者が国民年金基金の加入員であるときは当該基金の加入年月日	—

 被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合においては、次表の区分に応じて、それぞれの者が訂正請求を行うことができます（法 14 条の 2 第 2 項、平 26 経過措置政令 4 条）。

訂正請求を行うことができる者	請求に係る記録の主体
未支給の年金の支給を請求することができる者	死亡した年金給付の受給権者
遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であった者
寡婦年金を受けることができる妻	死亡した夫
死亡一時金を受けることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であった者
未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者	死亡した脱退一時金の受給権者

 この請求の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとされています（法 109 条の 4 第 1 項 4 号の 2）。

訂正の請求（則 15 条の 3）


訂正請求は、特定国民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に特定国民年金原簿記録が記録されていないと思量する期間（請求期間）等を記載した請求書を日本年金機構に提出することによって行わなければなりません。


(2) 訂正に関する方針（法 14 条の 3）

- ① 厚生労働大臣は、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による請求（次条において「**訂正請求**」という。）に係る**国民年金原簿の訂正に関する方針**を定めなければならない。
- ② 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、**社会保障審議会**に**諮問**しなければならない。

解説

訂正請求に理由があるか否かを公平かつ公正に判断するに当たって、年金記録の訂正に関する基本的考え方等を明らかにしておく必要があることから、厚生労働大臣は、国民年金原簿の訂正に関する方針を定めるものとし、当該方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならないものとなりました。

 ②の改正に伴い、社会保障審議会に年金記録訂正分科会が置かれることとなりました。

 「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針」において、訂正に関する判断の基準として次の事項が掲げられています（平 27.2.27 厚労告 42 号）。

- 訂正請求に理由があると認める判断の基準は、訂正請求の内容が、社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいものであることとする。
- 前記の判断を行うに当たっては、関連資料及び周辺事情、関係法令その他政府管掌年金事業における取扱い等を踏まえ、別に定める基準に基づき、総合的に判断する。


(3) 訂正請求に対する措置（法 14 条の 4）

- ① 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。
- ② 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。
- ③ 厚生労働大臣は、前 2 項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、**社会保障審議会**に諮問しなければならない。


解説

厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならないものとなりました。

また、当該決定をしようとするときは、客観性・合理性を高めるため、民間有識者からなる合議体の審議に基づいて行おうということから、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならないものとなりました。

 この厚生労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができ、地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任することができます（法 109 条の 9）。

- ⇒ 具体的には、請求を受理した日本年金機構の事務所（年金事務所を含みます）の所在地を管轄する地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任されます。なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げないとされています（令 11 条の 12 の 2）。
- ⇒ 厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（地方厚生支局長に委任された場合を含みます）には、③の諮問先は「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」（**地方年金記録訂正審議会**）となります。


 厚生労働大臣の権限のうち「資料の提供等の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め（訂正請求に係るものに限り）」は、地方厚生局長に委任するものとされています（則 113 条）。

（4）不服申立て（法 101 条 1 項）

被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第 14 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定による決定については、この限りでない。

解説

訂正請求に係る決定について、社会保険審査官に対する審査請求事項から除外しました。訂正請求に係る決定は行政処分ですが、地方厚生局長等による事実認定に係る争いであること、また、その判断は、厚生労働大臣が定めた「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針」に基づくことから、不服申立てについては、厚生労働大臣が行うことが適当といえ、行政不服審査法に基づき、地方厚生局長の上級庁である厚生労働大臣に対して審査請求を行うこととされています。

 訂正請求に係る決定の不服は、行政不服審査法の不服申立てや行政事件訴訟法の抗告訴訟の対象となります。

(5) 資料の提供等 (法 108 条)

厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であった者（以下この項において「被保険者等」という。）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であった者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であった者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であった者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であった者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第 109 条第 2 項に規定する**国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金**、共済組合等、健康保険組合若しくは**国民健康保険組合**に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

解説

資料の提供を求めることができる機関として、国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金及び国民健康保険組合が追加されました。

また、銀行、信託会社その他の機関や被保険者等の配偶者、世帯主その他の関係人に報告を求めることができることとしました。

いずれにしても、事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求めることができるようにしたもので、たとえば、未加入となっている第 1 号被保険者の加入状況や第 3 号被保険者の被扶養状況等を把握するため、必要な資料の提供を求めたり、報告を求めたりすることが必要になることがあるからです。

	資料の提供等を求めることができる機関
平成 26 年改正前	官公署
平成 26 年改正による追加	共済組合等、健康保険組合
平成 27 年改正による追加	国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、国民健康保険組合

健康保険組合等からの短期給付に関する資料の提供等に係る取扱い

(平 26.11.1 年管管発 1101 第 1 号)

日本年金機構は、法第 108 条第 1 項の規定に基づき、共済組合等及び健康保険組合に対し、その組合員・被保険者及びそれらの配偶者に関する次の情報につき必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めるとされています。

- ① 氏名、生年月日及び住所
- ② 被扶養配偶者でなくなった年月日及びその理由
- ③ 基礎年金番号
- ④ 配偶者の氏名
- ⑤ 配偶者の基礎年金番号

また、日本年金機構は、共済組合等及び健康保険組合から提供された内容等を基に、第 1 号被保険者への種別変更手続がなされていない者に対し、第 1 号被保険者への種別変更の届出勧奨を行うとともに、その者が時効消滅不整合期間を有する場合には、併せて、特定期間該当届の届出勧奨及び特例追納の勧奨を行うこととされています。

4 その他の改正


(1) 資格取得の届出等 (則 1 条の 2、7 条)

前 2 項の届書又は光ディスクには、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- i) 略
- ii) 第 3 号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類
イ ロ 略
ハ ローマ字により氏名を表記した書類 (第 3 号被保険者が日本国籍を有しない者である場合に限る。)

解説

日本国籍を有しない**第3号被保険者**について、年金記録の適切な管理を行う観点から、**資格取得の届出及び氏名変更の届出**の際には、ローマ字により氏名を表記した書類を添えることを義務づけました。

 厚生年金保険においても、これに準じた改正が行われており、日本国籍を有しない被保険者に係る資格取得の届出及び氏名変更の届出の際には、ローマ字氏名届を添えなければならないこととされました(厚生年金保険法施行規則 15 条 3 項、21 条 7 項)。

(2) 保険料免除の申請 (則 85 条の 3)

- ① 保険料の申請免除等は、申請者等の各々の前年の所得が、政令で定める額以下であることが要件となっていることから、免除等の申請書に申請者等の所得を明らかにすることができる書類を添付等する必要がありますが、所得がない又は少ない者であって所得の申告を行っていない者については、所得を明らかにすることができる書類を添付することが困難であることから、前年の所得が所定の額を超えない旨の申立書(所得の申立書)を添付することにより、当該申請者等に係る所得を明らかにすることができる書類の添付を要しないものとされました。
- ② 申請者等が、未申告者であって、次のいずれかに該当する場合には、当該申請者等に係る所得を明らかにする書類又は①の申立書を添えることを要しないものとししました。
 - 当該申請者等に所得がないことを申請書に記載した場合
 - 扶養親族等又は地方税法の規定により所得の申告書を提出する義務がない者であることを厚生労働大臣が確認できる場合

(3) 学生納付特例の事務手続に関する特例（法 109 条の 2）


- ① 略
- ② 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、第 90 条の 3 第 1 項の規定及び同条第 2 項において準用する第 90 条第 2 項の規定の適用については、当該委託をした日に、学生納付特例申請があったものとみなす。
- ③ 学生納付特例事務法人は、学生等被保険者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該学生納付特例申請をしなければならない。

解説

学生納付特例事務法人が学生納付特例申請を行う場合、従来は、その申請のあった日以降、学生納付特例が適用されました。この場合、学生等が委託してから、実際の申請までの間に事故が生じてしまうと、障害基礎年金などの支給を受けることができないという事態が生じ得ます。

そこで、学生等である被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請を委託したときは、当該委託をした日に、学生納付特例申請があったものとみなすものとしました。

学生納付特例申請	法 90 条の 3 第 1 項に規定する学生納付特例に関する申請
学生等被保険者	学生納付特例事務法人が設置する教育施設の学生等である被保険者

 学生等被保険者が、学生納付特例申請を学生納付特例事務法人に委託するときは、所定の事項を記載した申請書に、所定の書類を添えて、これを当該**学生納付特例事務法人**に提出しなければなりません（則 77 条の 4 の 2）。

⇒ 学生納付特例事務法人は、学生等被保険者の委託を受けて学生納付特例申請をしようとするときは、申請書に所定の事項を付記し、かつ、提出された書類を添えて、これを**日本年金機構**に提出しなければなりません（則 77 条の 4 の 3）。

(4) 延滞金の割合の特例（法附則 9 条の 2 の 5）

前条第 1 項の規定によって督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

第 97 条第 1 項（第 134 条の 2 第 1 項において準用する場合及び第 137 条の 21 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、当分の間、第 97 条第 1 項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

延滞金に係る割合		
	原則	督促が保険料に係るものであつて、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間
原則	年 14.6%	年 7.3%
経過措置 当分の間	各年の特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合、その年中においては、	
	特例基準割合 + 年 7.3%	特例基準割合 + 年 1%（この割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%）

解説

延滞金を計算する場合、原則として年 14.6%の割合を用い、督促が保険料に係るものであるときは、当初 3 カ月間は軽減措置が講じられ、年 7.3%とされます。さらに、この年 7.3%については、暫定措置により、各年の特例基準割合が

年 7.3%に満たない場合には、その年においては特例基準割合とすることとされてきました。これらの割合について、現在の低金利の状況を踏まえ、負担の軽減を図るため、前表のように改められました。

(5) 児童扶養手当と公的年金との調整 (平 26.9.30 年発 0930 第 3 号ほか)

児童扶養手当については、その額の多寡にかかわらず、公的年金を受給する場合には支給されませんでした。この併給制限を見直し、児童扶養手当より低額な年金を受給する場合にはその差額分を支給することとしました。

(6) 年金個人情報保護 (日本年金機構法 38 条)

厚生労働大臣及び日本年金機構が年金個人情報の目的外提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加しました。

5 年金額等

(1) 改定率の改定 (国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条ほか)

平成 27 年度における国民年金法第 27 条に規定する改定率は、**0.999** とする。

解説

年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金額の改定ルールは、法律上規定されており、68 歳未満の者（新規裁定年金）は**名目手取り賃金変動率**によって改定率を改定し、68 歳以上の者（既裁定年金）は購買力を維持する観点から**物価変動率**によって改定率を改定することになっています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定されます。

平成 27 年度の年金額は、平成 27 年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（2.3%：1.023）よりも物価変動率（2.7%：1.027）が高くなるため、新規裁定年金・既裁定年金ともに**名目手取り賃金変動率**（1.023）によって改定されます。

さらに、平成 27 年度は、調整期間中であることから、この率に調整率（-0.9%：0.991）が乗じられることになり、改定率は**0.999**となりました。

平成 27 年度の改定率

$$= \text{平成 26 年度の改定率 (0.985)} \times \text{名目手取り賃金変動率 (1.023)} \\ \times \text{調整率 (0.991)} = \mathbf{0.999}$$

 名目手取り賃金変動率

$$1.023 \text{ 〽}$$

$$\text{物価変動率 (1.027)} \times \text{実質賃金変動率 (0.998)} \times \text{可処分所得割合変化率 (0.998)}$$

 調整率


$$0.991 \text{ 〽}$$

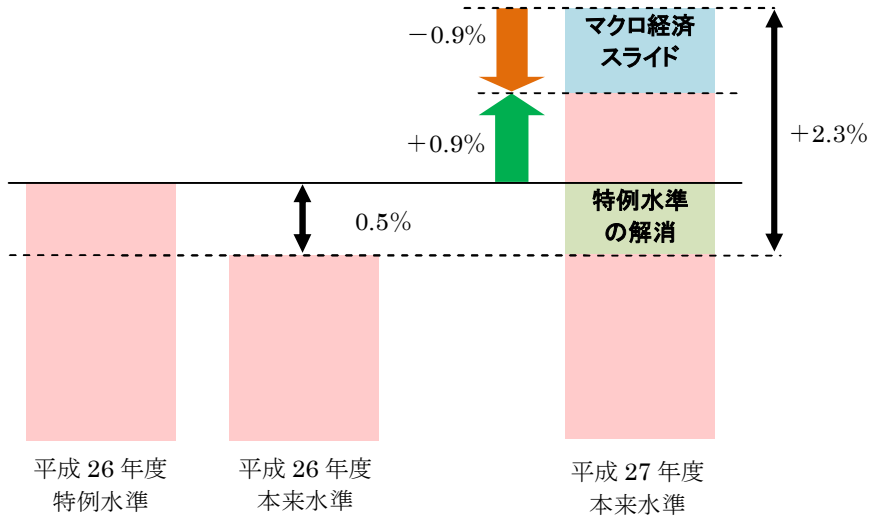
$$\text{公的年金被保険者数の変動率 (0.994)} \times \text{平均余命の伸び率 (0.997)}$$

これにより、**老齢基礎年金の満額**は、

$$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率 (0.999)} = 780,119.1 \text{ 円} \approx 780,100 \text{ 円}$$

となります。

 平成 26 年度の特例水準の年金額と比較して、平成 27 年度の年金額は基本的には 0.9% の増額となっています。これは、名目手取り賃金変動率が 2.3% と大きく上昇し、特例水準の解消分である -0.5% とマクロ経済スライドによる調整分である -0.9% を吸収したためです。



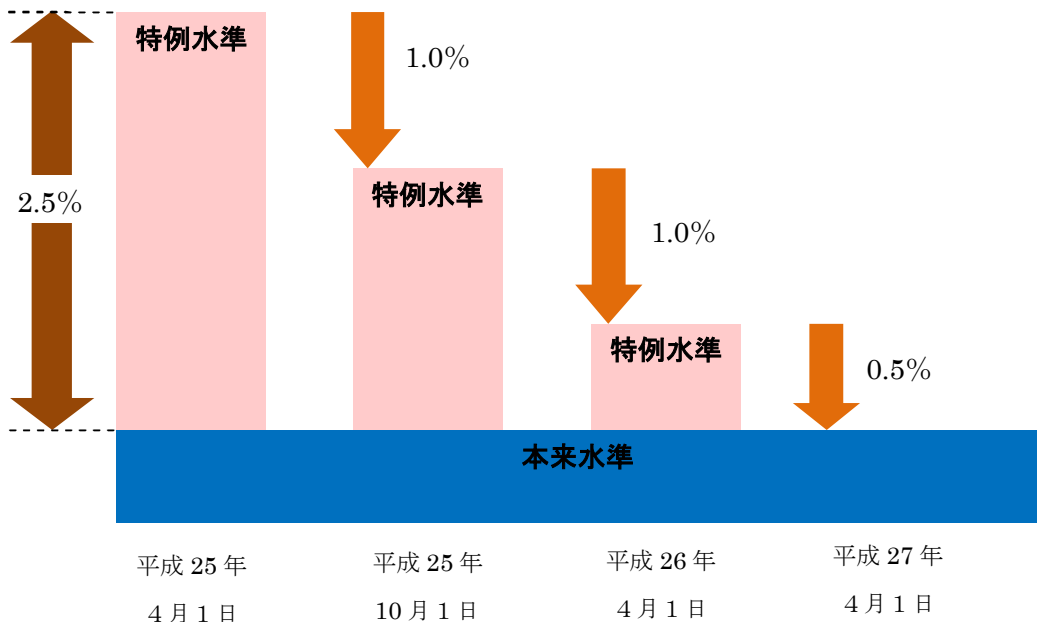
(2) 物価スライド特例措置（平 16 経過措置政令 1 条）

年金額については、物価スライド特例措置（経過措置）が設けられていました。

これは、物価スライド特例水準（平成 11 年～13 年の累積マイナス 1.7%分の物価スライドを実施せずに据え置いた水準）の年金額が平成 16 年改正後の規定により算定された本来の年金額（本来水準の年金額）を上回る場合は、物価スライド特例水準の年金額とするというものです。

この特例水準は、前年の消費者物価指数が直近の年金額の改定が行われた年の前年の消費者物価指数を上回ったときは据え置き、下回ったときに、その翌年の 4 月以降の年金額について、マイナスの改定が実施される仕組みとされています。これにより特例水準と本来水準の差を解消することになっていましたが、その差は解消されず、逆に拡大し、平成 25 年度当初、特例水準が本来水準より 2.5% 高い水準となりました。そこで、年金財政の改善や世代間の公平を図るなどのため、平成 25 年 10 月から段階的に特例水準を解消することとしました。

具体的には、平成 25 年 10 月から 1.0%、平成 26 年 4 月から 1.0%、平成 27 年 4 月から 0.5%の差を解消しました。これにより、平成 27 年度からは、特例水準が解消されています。



(3) 年金額等

年金等の種類		法定額	平成 27 年度価額
老齢基礎年金（満額）		780,900 円 × 改定率	780,100 円
障害基礎年金 1 級		780,900 円 × 改定率 × 125/100	975,100 円
障害基礎年金 2 級		780,900 円 × 改定率	780,100 円
加算額	第 1 子・第 2 子	224,700 円 × 改定率	224,500 円
	第 3 子以降	74,900 円 × 改定率	74,800 円
遺族基礎年金（基本額）		780,900 円 × 改定率	780,100 円
振替加算		「224,700 円 × 改定率」に生年月日 に応じた一定率を乗じて得た額	224,500 円 ～15,000 円


(4) 脱退一時金の額

(法附則 9 条の 3 の 2、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 3 条)

脱退一時金の支給額は、保険料の額に合わせて自動改定することとなっていることから、基準月が平成 27 年度に属する場合の額を定めました。


基準月が平成 18 年度以後の年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、毎年度、平成 17 年度の額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成 17 年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定めることとされています。

対象月数	平成 17 年度の額	平成 27 年度の額
6 月以上 12 月未満	40,740 円	46,770 円
12 月以上 18 月未満	81,480 円	93,540 円
18 月以上 24 月未満	122,220 円	140,310 円
24 月以上 30 月未満	162,960 円	187,080 円
30 月以上 36 月未満	203,700 円	233,850 円
36 月以上	244,440 円	280,620 円

 平成 17 年度の保険料額は 13,580 円、平成 27 年度の保険料額は 15,590 円です。平成 27 年度の脱退一時金の額は、

$$40,740 \text{ 円} \times \frac{15,590 \text{ 円}}{13,580 \text{ 円}} \doteq \mathbf{46,770 \text{ 円}}$$

という計算に基づきます。

 **基準月**とは、請求の日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料 4 分の 1 免除期間、保険料半額免除期間又は保険料 4 分の 3 免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された**保険料に係る月のうち直近の月**をいいます。

6 保険料額 (法 87 条、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条)

「国民年金法による改定率の改定等に関する政令」により、平成 27 年度の**保険料改定率**が **0.952** とされていることから、平成 27 年度の各月における保険料額は **15,590 円** となっています。

法 87 条「保険料」

保険料の額は、次の表の左欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の右欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする）とする。

平成 26 年度に属する月の月分	16,100 円
平成 27 年度に属する月の月分	16,380 円
平成 28 年度に属する月の月分	16,660 円
平成 29 年度以後の年度に属する月の月分	16,900 円

国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条

平成 27 年度及び平成 28 年度における国民年金法第 87 条第 3 項の保険料改定率の改定

- ① 平成 27 年度における国民年金法第 87 条第 3 項の保険料改定率は、**0.952** とする。
- ② 平成 28 年度における国民年金法第 87 条第 3 項の保険料改定率は、**0.976** とする。

解説

$$\begin{aligned} \text{平成 27 年度の保険料額} &= 16,380 \text{ 円} \times \text{保険料改定率} \\ &= 16,380 \text{ 円} \times 0.952 = 15,593.76 \text{ 円} \approx \mathbf{15,590 \text{ 円}} \end{aligned}$$



保険料改定率については、

各年度の保険料改定率 = 前年度の保険料改定率 × 名目賃金変動率

により求められます。名目賃金変動率は「2年前の物価変動率×4年前の年度の実質賃金変動率」で計算した率です。

平成 27 年度の保険料改定率の計算の基礎となる率は、

平成 26 年度の保険料改定率 = 0.947

2 年前の物価変動率 = 1.004

4 年前の年度の実質賃金変動率 = 1.001

であることから、「 $0.947 \times (1.004 \times 1.001) \doteq 0.952$ 」となります。

【 保険料改定率と保険料額 】

	保険料額 (法定額)	保険料 改定率	2年前の 物価変動率	4年前の年度の 実質賃金変動率	実際の 保険料額
平成 17 年度	13,580 円	1			13,580 円
平成 18 年度	13,860 円	1			13,860 円
平成 19 年度	14,140 円	0.997	0.997	1	14,100 円
平成 20 年度	14,420 円	0.999	1.003	0.999	14,410 円
平成 21 年度	14,700 円	0.997	1.000	0.998	14,660 円
平成 22 年度	14,980 円	1.008	1.014	0.997	15,100 円
平成 23 年度	15,260 円	0.984	0.986	0.990	15,020 円
平成 24 年度	15,540 円	0.964	0.993	0.987	14,980 円
平成 25 年度	15,820 円	0.951	0.997	0.989	15,040 円
平成 26 年度	16,100 円	0.947	1.000	0.996	15,250 円
平成 27 年度	16,380 円	0.952	1.004	1.001	15,590 円
平成 28 年度	16,660 円	0.976	1.027	0.998	16,260 円
平成 29 年度	16,900 円				



平成 28 年度の保険料額は、保険料改定率が **0.976** とされたことから、「**16,260 円**」とされています。

前納保険料 (平 27.2.23 厚労告 31 号)

一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」における納付額について、平成 27 年度においては、次表の額となっています。

前納期間	前納の方法	納付額	割引額
1年	口座振替	183,160 円	3,920 円
	現金納付	183,760 円	3,320 円
2年	口座振替	366,840 円	15,360 円